1 計画の基本理念

~支え合い健やかに暮らせるまちづくり~

障がい者施策は、<u>障害者基本法第1条に規定される理念</u>*1に基づき、全ての 国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊 重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

本計画においては、第2次愛南町総合計画の基本構想(政策テーマ)として掲げた「支え合い健やかに暮らせるまちづくり」を引き継ぎ、「ソーシャルインクルージョン*2」の基本理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが差別されない社会、差異や多様性を認めあい町民相互の連帯やこころのつながりによる共生の社会を築き、障がい者(児)が在宅で安心して生活し、社会参加ができるまちづくりの実現を目指します。

2. 計画の基本的な方針

障がい福祉関係法が整備・改正され、様々な制度やサービスが創設されました。 しかし、サービスや制度が創設されたからといって障がいのある人の生活が 一律で良くなるわけではなく、過疎地においては、法で定められた制度やサービ スを全て実施することができず、逆に地域ごとのサービス格差が広がることも あります。

愛南町は、町内の精神保健医療関係者が長い年月をかけて、障がいの有無に関係なく、地域住民がそれぞれの役割を果たすことで、地域の支援力を高めるという先駆的な取り組みをしてきました。また、町内の入所施設ではボランティアを中心に施設と地域が一体となって事業を実施しています。そのような強みを生かした取り組みを実践することで、制度やサービスの穴や隙間を埋めることができると考えています。

本計画は、「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を行政だけでなく障がい者、サービス提供事業者、地域住民が一体となり、それぞれの役割を担いながら6か年の計画年度中に必要な支援を推進していきます。

※1 障害者基本法第1条に規定される理念

障害者基本法第1条には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり」と明文化されている。

「社会的包摂」とも訳され、その意味は「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念をいいます。

^{※2}ソーシャルインクルージョン

3 施策の体系

【基本理念】

~支え合い健やかに暮らせるまちづくり~

【基本目標】 【基本的施策】 ① 相談支援の充実 ② 福祉人材の育成・確保 (1)地域の中で安心した暮らし ③ 地域の支援体制 ④ 居住の場の確保 就労支援 (2) いきいきと楽しみを ② 社会参加の促進 持った暮らし ① 虐待の早期発見・早期対応 (3) 権利擁護のまちづくり ② 成年後見制度の利用促進 ③ 差別解消法の推進 ① 障がい特性に応じた情報発信 (4) 安全なまちづくり ② 防災対策の推進 ③ 消費者トラブル等の防止 ・児童発達支援センターの設置 ・家族・保護者支援 (5) 自分らしく成長できる ・支援等につながる仕組みづくり 環境づくり ・トライアングルプロジェクト体制構築 ・インクルーシブ教育への取組

4. 計画の実現に向けた施策と取り組み

【中核的相談支援機関】

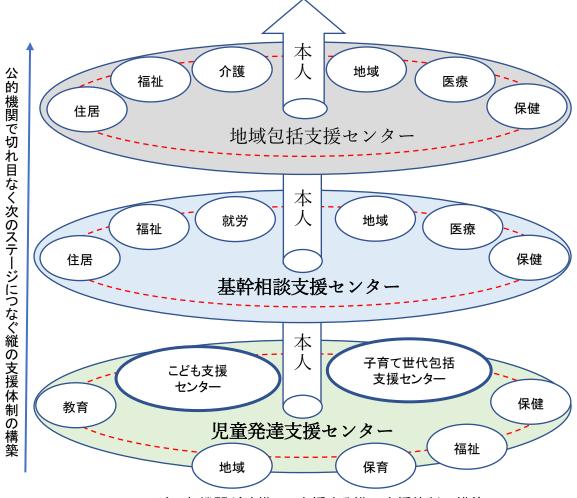
愛南町では、本計画年度中に障がい福祉施策を展開していく上で中核的な 役割を担う児童発達支援センターと基幹相談支援センターの設置に向けて 取り組んでいきます。

このセンターを設置することにより、幼児期から高齢期まで縦横的な支援体制を構築することができ支援に結びついていない人も公的機関で包括的に支援できるようになります。また、相談支援体制の充実や計画推進などの役割を担いながら「地域共生社会」の実現に向けて取り組むことができます。

重点目標 1 児童発達支援センター (令和5年度末に設置予定)

子育て世代包括支援センター、子ども支援センターなど子どもに関する公 的機関が連携し幼児期~青年期までを対象として包括的に支援する。

重点目標 2 基幹相談支援センター(計画年度内に設置予定) 成人期から老年期(65歳まで)を対象として包括的に支援する。



ステージに各機関が連携して支援する横の支援体制の構築

(1) 地域の中で安心した暮らし

私たちは、ひとりで暮らしているわけではなく、誰かと関わりお互いを支えながら暮らしています。それは障がいがあっても同じことです。

生まれ育った地域の中で暮らし続けていくためには、日常生活の基礎的サービスの確保と地域による支え合い・助け合いの地域力を活用した一体的な支援が提供できるようケアマネジメント*1を充実する必要があります。

① 相談支援の充実

支援を必要としている人が最初に関わるのが相談です。相談支援は、とても 重要な役割を担い、相談支援従事者の力量でその人の今後の生活環境が大き く変わってしまいます。町が中核的機関を設置し、相談支援力の底上げと地域 連携による相談支援体制の構築に取り組む必要があります。

【行政が取り組むこと】

- ・ 基幹相談支援センター^{※2}を計画年度中の設置に向け取り組みます。
- ・児童発達支援センター*3を令和5年度までの設置に向け取り組ます。

【協働して取り組むこと】

- ・重層的支援体制構築準備事業の実施に伴い令和3年度から支援の必要な人が地域の中で埋もれたままにならないようにアウトリーチ**4の実施方法等を相談支援事業所連絡会の中で検討します。
- ・アウトリーチ事業と並行して公民館単位で福祉相談会など身近な地域の中で相談できる仕組みづくりを相談支援事業所連絡会の中で検討します。

※1 ケアマネジメント

日常生活を送る上で必要となる福祉サービスや医療サービスその他の社会資源を調整してつなぎ合わせる作業のこと。

※2 基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関です。 障がいの種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病)や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行います。

※3 児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

※4 アウトリーチ

「手を伸ばす」という意味。助けが必要であるにもかかわらず自ら申し出ない人たちに対して、 公的機関などが積極的に働きかけ、支援を届けること。

② 福祉人材の育成・確保

福祉人材が不足しているなか、生活を維持するために必要なサービスが提供できるよう地域でその問題を解決していくことが必要です。

【行政として取組むこと】

- ・福祉職を目指す学生に対する支援策について検討します。
- ・情報収集を行い、障がいのある人の介護職養成講座の実施について検討します。

【協働して取り組むこと】

・家事援助部分を担う地域ボランティアの育成について検討します。

③ 地域の支援体制

地域で安心して暮らすためには、社会資源の充実だけでなく、それを一体的 に支援する体制の構築が必要です。

【行政が取り組むこと】

- ・令和3年度に地域の支援体制の土台となる「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の体制構築に向けた協議の場を設置します。
- ・関係各課等と地域共生社会の実現に向けた地域づくりに取り組みます。

【協働して取り組むこと】

・医療・保健・福祉・地域関係者と連携して、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた地域の見守り・支援ネットワークづくりなど、地域で助け合う体制づくりに取り組みます。

④ 居住の場の確保

「親亡き後」の問題など障がいのある人が地域の中で生活するためには、グループホームだけでなく、その人の生活スタイルに合った多様な居住の場を確保していく必要があります。

【行政が取り組むこと】

- ・公的施設を活用した新たな居住の場について協議します。
- ・20 歳未満で経済的な理由から親元から離れて生活できない人に対しての支援策を検討します。

【協働して取組むこと】

- ・空き家などを活用して入居者同士ができないことを補い合えるシェアハウスなど新たな居住の場について検討します。
- ・委託相談支援事業所と連携して居住サポート支援事業に取り組みます。

(2) いきいきと楽しみを持った暮らし

障がいの有無に関わらず、生きがいや楽しみを持って暮らすことは、日常生活に張りができ心の健康にも良いことから社会参加の促進と就労支援の充実に向けた取組が必要です。

就労支援

就労は、ただ単に収入を得る場だけでなく、人の居場所やコミュニティとしての役割を担っています。そのため個人の特性に応じた多様な就労の場の確保が必要です。

【行政が取り組むこと】

・多様な就労の場を確保するため、新規事業を計画している法人等に対して、 協力(支援)できる体制づくりに取り組みます。

【協働して取り組むこと】

- ・障がいのある人とない人が共に働ける就労の場の創出に向けた新たな事業展開について関係機関と検討します。
- ・共同受注窓口を設置して、行政からの受注だけでなく企業や個人からの受 注が受けられる仕組みづくりについて検討します。

② 社会参加の促進

社会的孤立を防ぐためには、余暇活動や生きがいづくりなどの活動を通じて地域の人と接する場を確保し、社会参加の促進に取り組む必要があります。

【行政で取り組むこと】

・地域コニュニティの役割を担う「文化・スポーツ活動拠点」の整備に取り 組みます。

【協働して取り組むこと】

- ・フライングディスク、レクボッチャなど年齢や体力に関係なく気軽に参加 できる障がい者スポーツの普及・啓発を障がい者団体と協力しながら取り 組みます。
- ・環境美化の活動理念から取組みが始まった「シーボーンアート」など地域に根付いている活動や陶芸教室などを文化・スポーツ活動拠点で取り組み生きがいづくりの推進を図ります。
- ・e スポーツは障がいの有無に関係なく楽しむことができることから関係機関と愛南町での取り組みについて検討します。

(3) 権利擁護のまちづくり

障がいの有無に関係なく、誰もが人間らしくあたりまえの生活を営む権利を 持っていますが、その権利を自分で守ることが難しい人もいます。

そのため、その権利を奪われない対策を講じる必要があります。

① 虐待の早期発見・早期対応

虐待はその人の心に深い傷をつけ、時に生命の危険に直結する問題です。そのため地域関係者等と連携した虐待対応体制を強化していく必要があります。

【行政で取り組むこと】

- ・社会福祉士を中心とした保健福祉課内の体制強化に取り組みます。
- ・虐待対応では、虐待を受けた本人やそれを目撃した人からの聞き取りが重要です。職員のスキルの向上を図るため国等の研修会に積極的に参加します。

【協働して取り組むこと】

- ・社会福祉協議会等関係機関と連携して、民生・児童委員、地域住民など地域を対象とした研修会を計画的に開催し虐待に対する意識付けに取り組みます。
- ・民生・児童委員、行政協力員、地域住民から地域の情報収集を行い、虐待の早期発見に取り組みます。
- ・障がいのある人を対象とした、勉強会を開催し、障がいのある人同士で虐待について相談し合える環境づくりに取り組みます。

② 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、判断能力が十分でない人の財産管理や契約行為などをサポートする制度です。関係機関と連携して成年後見制度の利用促進に取り組む必要があります。

【行政で取り組むこと】

- ・町の広報媒体を活用して、成年後見制度の継続した周知に努めます。
- ・保護者等を対象とした勉強会を開催して成年後見制度の推進に取り組み ます。
- ・障がいのある人の金銭トラブルについては、虐待窓口と連携しながら金銭管理者に対して適正な助言を行い成年後見制度の利用促進に取り組みます。 【協働して取り組むこと】
- ・<u>中核機関</u>**と連携し、障がいのある人の財産等を不当な契約などから守るため、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

※ 中核機関(宇和島圏域で設置し令和4年度運用開始予定)

成年後見制度の利用を促すために必要とされる、様々な関係団体の地域ネットワークの中核を担う機関。 家庭裁判所をはじめ、弁護士会などの専門職団体、医療福祉関係団体などが連携し、相談対応や後見人候 補の調整といった役割を果たす機関(センター)のこと。

③ 差別解消法の推進

障がいに対する理解は進んできましたが、差別や偏見は依然として残っています。障がいに対する理解を進めるため、障がいの有無に関わらず人に対しての優しい気持ちを育てていく必要があります。

【行政で取り組むこと】

- ・職員向けの研修会を定期的に開催して、障がいに対する偏見・差別の解消 と合理的配慮の徹底に取り組みます。
- ・町の広報媒体を活用して、差別解消法の周知に取り組みます。
- ・差別を受けた人が相談できる窓口を保健福祉課に設置します。

【協働して取り組むこと】

・関係部局等の協力を得て町内の小中学生を対象とした研修会を実施し、児童・生徒の人に対する「優しい気持ち」の育成に取り組み「心のバリアフリー」を推進します。

(4) 安全なまちづくり

南海トラフ地震など大規模災害の発生に備え、障がいのある人の命を守る安全なまちづくりに取り組む必要があります。また、消費者トラブルを含めた特殊 詐欺への対策も必要です。

① 障がい特性に応じた情報の発信

情報が入らないということは、不利益を被るだけでなく、生命の危機につながる事態を招きます。そのため、障がいのある人が必要な情報を的確かつ迅速に入手できるよう取り組んでいく必要があります。

【行政で取り組むこと】

・いまの情報入手方法を把握し、もしもに備えて2重3重の情報発信の仕組みについて検討します。

【協働して取り組むこと】

・災害時等において機器等による情報発信も必要ですが、最後は地域支援者 による「声かけ」が必要になることから保健福祉課、防災対策課、高齢者支 援課、自主防災組織等が連携して地域の情報発信体制の確保に取り組みます。

② 防災対策の推進

大規模災害を想定した平時の訓練は、命を守り、守った命をつなぐために必要なものです。防災対策の推進は、自分の命を守るだけでなく地域の助け合いや思いやりの心を育て地域力を高めるなど平時から有事に備えて必要な訓練や防災意識の向上に取り組む必要があります。

【行政で取り組むこと】

- ・地域の住民の防災に対する意識付け対策に取り組みます。
- ・災害時要支援者名簿登録への登録承諾数を増やす取り組みを行います。

【協働して取り組むこと】

- ・防災対策課、自主防災組織、地域と協力して避難訓練及び避難所体験訓練を実施します。
- ・相談支援専門員、自主防災組織と協力して、避難時の支援者の確保にも取り組みます。

③ 消費者トラブル等の防止

携帯電話の普及により、障がいの有無に限らず消費者トラブルの被害は後を絶ちません。その手口は悪質化、巧妙化していることから普段からの意識付けが必要となります。

【行政が取り組むこと】

・障がい特性や理解力に応じた、チラシなどを活用して注意喚起に取り組みます。

【協働して取り組むこと】

・相談支援専門員と地域支援者と連携して、消費者トラブル等に巻き込まれていないか注意喚起を促すとともに本人の様子を注意深く見守る体制づくりに取り組みます。

(5) 自分らしく成長できる環境づくり

子どもが健やかに成長するためには、関係機関が連携することはもとより、各ライフステージに関わる関係機関が連携し、生涯にわたって見守り・支援できる一体的な支援体制を構築することにより、地域の中で自分らしく成長できる環境づくりをすすめることが重要です。また、子どもと保護者の良好な関係を築くことは子どもの療育等に及ぼす影響が大きいことから保護者支援にも取り組む必要があります。

【行政で取り組むこと】

- ・児童発達支援センターを設置して療育を含めた障がい児の支援体制の充実に取り組みます。
- ・子育て支援講座など、子育てに悩みを持つ保護者に積極的に関わりながら、 家族支援を継続して実施します。また、子育て支援講座修了者がサポーター として保護者支援ができる体制づくりに取り組みます。
- ・母子保健、保育所、学校から「気になる子ども」、「支援につながっていない子ども」の情報を収集し、支援やフォローにつながる仕組みづくりに取り

組みます。

【協働して取り組むこと】

- ・子どもの情報を共有し、家庭、福祉、教育が連携し一体的に支援するトライアングルプロジェクト**1の体制構築に取り組みます。
- ・教育部局と連携してインクルーシブ教育**2の取り組みについて検討します。

支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉の連携を図る取組のこと。

※2 インクルーシブ教育

子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわりなく、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのこと。

^{※1} トライアングルプロジェクト